予算決算審査委員会報告書

令和7年3月21日

備前市議会議長　西　上　徳　一　殿

委員長　山　本　　成

令和7年3月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案　　件	審査結果	少数意見
議案第53号　令和6年度備前市一般会計補正予算（第12号）	原案可決	あり

予算決算審査委員会記録

招 集 日 時	令和7年3月21日（金）		本会議休憩中（総務産業委員会閉会後）	
開議・閉議	午前10時14分	開会　～	午前10時41分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第1回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	山本　成	副委員長	奥道光人
	委員	中西裕康		土器　豊
		尾川直行		守井秀龍
		立川　茂		石原和人
		森本洋子		青山孝樹
		藪内　靖		松本　仁
		内田敏憲		丸山昭則
		草加忠弘		
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	西上徳一		
説　明　員	市長公室長	濱山一泰	備前焼振興課長	桑原淳司
	総務部長	今脇典子	総務課長	青木克行
傍　聴　者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審 査 記 録	次のとおり			

午前１０時１４分　開会

○山本委員長　ただいまの出席は１５名です。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会を開会します。

それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。

議案第５３号令和６年度備前市一般会計補正予算（第１２号）について、一括して審査を行います。

○守井委員　弁護士と契約をするのに、着手金という表現になっているが、弁護士にはいろんな弁護の案件があると思うが、この着手金は一律なのか、特別、今回に限った着手金の金額となっているのか。

○青木総務課長　今回の場合におきましては、当初、対象となる建物全体で考えておりましたので、特別ではなく、それぞれの案件によって計算されるものであります。

○中西委員　これは弁護士費用ということになる、着手金になるわけだが、弁護士どなたが担当されるのか。

○青木総務課長　うちの顧問弁護士を予定しております。

○中西委員　顧問弁護士もお二人お見えになられると思うが、どちらの方か。

○青木総務課長　確認させてもらってもよろしいでしょうか。

○中西委員　何か面白いことを言われる。事実経過からすると、今日、出された答弁資料を読んでみると、相手方より市代理人へ連絡、市代理人より相手方へ連絡となっているから、既に決まっているのではないか。

○青木総務課長　少し時間をもらってもよろしいですか。

○山本委員長　暫時休憩します。

午前１０時１７分　休憩

午前１０時２０分　再開

○山本委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○青木総務課長　予定しておりますのは、小林法律事務所、小林裕彦さんにお願いしたいと思っております。

○中西委員　もう一人の石井弁護士が、旧備前市からずっとこういう行政に関わる訴訟については担当してこられた。小林さんは、たしか市長就任２期目からなられた顧問弁護士になられた方だったと、私は予算の上ではそう理解しているけど、なぜ石井さんが、担当されないのか。

○青木総務課長　それぞれの案件によってお願いをしているという状況です。これだからこれと、案件によってお願いをしております。

○中西委員　石井さんは、長く、特に行政訴訟あるいは地方自治法に関わる様々な案件について担当してこられた方だったと私は記憶している。

小林先生よりも、そういう意味では地方自治行政の案件では経験を積んだ方だと思うが、どう

して専任の弁護士じゃなく、市長が就任されてからの弁護士になるのか。

○今脇総務部長　まだ、契約は結んでおりませんので、そういう予定であるというところで御理解いただきたいと思います。

○中西委員　しかし、今日出されました質疑の答弁資料では、市代理人より相手方へ連絡と、もう既にこうなっているわけだから、恐らく市代理人は小林弁護士じゃないか。

○今脇総務部長　この伝統産業会館の明渡しに関する今までの流れといたしましては、代理人を小林弁護士に委託を、お願いをしておりますので、その流れというところであります。

○中西委員　どういう流れでしょう。

○今脇総務部長　今まで、資料にありますように、これはキノシタショウテンに関することだけですが、陶友会、それから観光協会ですか、それぞれにお願いをしておりますので、流れといいますか、その続きでといいますか、それでお願いをしているところです。

○中西委員　つまり、観光協会、陶友会からこの相手方も、小林弁護士にお願いをしているということか。

○今脇総務部長　はい、そうです。

○中西委員　答弁資料から見ますと、８月９日、陶友会事務局長、市担当職員、木下氏と協議実施となっている。それ以降、１２月２４日、市代理人より、つまり小林弁護士より、明渡し請求を通知したと。８月９日から１２月２４日までの間、全く話がないけど、これはどうしてか。

○桑原備前焼振興課長　先ほどの総務産業委員会の中でもお話をさせていただきましたが、基本的に、我々は陶友会様を窓口にお話をさせていただいておりました。

　この８月の部分に関しては、指定管理が切れて、新たに８月からうちの財団が指定管理者になったというようなところも含めて、お伺いをしたというところでございますので、基本的には、伝統産業会館の案件については、陶友会さんを窓口にお話をさせていただいていたというところでございます。

○中西委員　３月３１日から８月９日の間、陶友会とはどのようなお話合いがあったのか。

○桑原備前焼振興課長　以前の委員会の中でもお話をさせていただきましたが、現状、指定管理期間が満了している、新たに指定管理者がついているというようなところからのお話をずっとさせていただいておりました。

　ただ、ずっと平行線というようなところから、やむなく代理人を立てての交渉になったというところでございます。

○中西委員　その協議は何回ぐらいされたのか。

○桑原備前焼振興課長　具体的な回数を今、申し上げにくいというか、私の記憶ではありますが、月一、二回ぐらい、またそのほかにも私は理事会へ出席をさせていただいたケースもありますので、そういうところを含めれば数回の話合いというか、そういう場には出席はさせていただいております。

○中西委員　３月３１日、指定管理が解けたわけだから、今度は相手方との話になるわけだが、相手方とは何回ほど話をされたのか。

　１２月２４日までの間に、指定管理が解けているわけですから、３月３１日から８月９日の間に、相手方とは何回ぐらい話をされたのか。

○桑原備前焼振興課長　相手方というのは、陶友会様で。

　指定管理が切れて、８月９日までの間に、キノシタショウテンさんと直接、私はお話はしておりません。

○中西委員　８月９日から１２月２４日、この間は何回ぐらい話をされたのか。

○桑原備前焼振興課長　私、備前焼振興課にいる職員が数回、電話等ではお話はさせていただいているようでございます。

○中西委員　話の中身は、明渡しについての話がされたのか。

○桑原備前焼振興課長　基本的にはそうでございますし、その間から今回、議案を提出するに当たった法的なところの違いというところも含めての話でございます。

○中西委員　私は、やっぱり丁寧な説明と、よく議論をすべきだと思うが、この話は電話でしているのか、それともこんな大切な話だと、課長なり部長なり、責任のある者が行って、十分何回も話をしているのか。

○桑原備前焼振興課長　先ほども申し上げましたが、基本的には陶友会さんを窓口にお話をさせていただきました。それは、私が陶友会へ出向いてお話をさせていただいております。

　木下さんにつきましては、先ほども申し上げました８月の部分については、経緯、経過も含め、今の現状としてはよろしくないというところのお話でございますので、木下さんも、また観光協会さんに対して、直接に私がお話はしていないというところで御理解をいただきたいと思います。

　あくまでも、キノシタショウテンさんと契約をしていたのは陶友会でございますので、私は陶友会さんと何度もお話をさせていただいたというところでございます。

○中西委員　しかし、１２月２４日には、弁護士、代理人から明渡し請求の通知が出ているわけだから、やっぱりキノシタショウテンさんにもお話が当然あってしかるべき、どうしてそこがないのか。

○桑原備前焼振興課長　結果としては、そういう形になっておりますが、再三の答弁にはなるんですが、本来、契約をしていたのは陶友会様というところでございます。

　結果として、あそこに関係するのが、陶友会、観光協会含めて今回の相手様というような形になっておりますので、それぞれに代理人を通じて通知をさせていただいたところでございます。

○中西委員　借地借家人法では、大家が替わったとしてもたな子の権利は守られる。これが基本的な原則だと私は思っている。

　つまり、大家が替わったからといって、たな子は出ていかなければいけないということにはな

らないと。正当な事由がなくしては出ていく必要はないという理解だと思うが、大家が替わったとしても、たな子のそこにいる権利は守られるわけだから、つまり陶友会が財団に替わったか、あるいは備前市に替わったとしても、そこに住む権利があるわけです。

だから、あくまでも陶友会を介して話をするということではなく、大家が直接話をしなければならない。そこをしていないのは、やっぱり十分に論議はされていないということになるんじゃないか。一度も話をしていないということになるんじゃないか。

○桑原備前焼振興課長　委員おっしゃる法的な部分というのは理解をしております。

その前段の指定管理という部分の考え方も含めて、今、そこが争点になっておりますので、なかなかここで詳しいことを申し上げにくいところではございますが、その前段に指定管理制度に基づいてというところの部分があるというところも含めて、御理解をいただきたいと思います。

○中西委員　そのことがあったとしても、話合いの回数があまりにも私は少ないと。ここはどう思われるのか。

○桑原備前焼振興課長　そう言われれば、そういう部分もあろうかと思いますし、私の力の及ばなかったところでもあろうかと思います。

ただ、私としては、先ほども申し上げましたが、陶友会様を、まずは御理解いただきたいというところで、ずっとお話をさせていただくために足を運ばせていただいたというところでございますので、そこの部分を含めて、なかなか話合いの中で円満な解決に至らなかった。致し方なく、代理人を立てたというところでございます。

○中西委員　私は、その間の空白が、やはり十分な議論がされていないということをまず指摘をしておきたいと思います。

この資料によると、平成２７年に陶友会と賃貸の契約を交わしている。つまり、このお店は、備前市で１０年以上にわたって事業をしてこられた、備前市の特に玄関とも言うべきところで備前市を盛り上げてこられた事業所の一つです。

そういう備前市の事業所、備前市を盛り上げてくれた事業所に対して、訴訟を持ち込むのは、どのようなお考えか。私は、備前市の名誉と、備前市の態度が広く知られると思うが、いかがお考えか。

○桑原備前焼振興課長　私も、できれば円満にというところで、４月に今の職に就いて以降、やってきたところではございますが、最終的にいい状況で話合いに至らなかったというところは、私の力の及ばなかったところだろうと思っております。

ただ、現状として、法的な相違、そこでうまく調整ができないというところで、やむなく今回の議案となっているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○中西委員　桑原課長は優秀な方だから、私はこういったことを課長が考えたとは到底思っていない。こんなことを考えられるのは一人しかいない。そのことを前提で、私も皆さんに話を聞いているわけで、皆さんを責めているものではありません。

こういった裁判を起こした場合、果たして解決までにどのくらい期間がかかるか。裁判を起こした、この議会議決でもってされたと、ということになっると、裁判所に提訴して、両者が会うまでには少なくとも１か月以上はかかる。二、三か月ごとに裁判、裁判、裁判となる。

もし長引いた場合、今年度の伝統産業会館の工事費が使用できない事態にもなるかと。私は、このような話合いを何か月もしていなかったわけですから、裁判という下策をもってすれば、伝統産業会館の改修工事が大幅に遅れて、もしくは今年度の予算が使われなくなってしまうという思うが、その点については、どのような御判断があったのか。

○濱山市長公室長　議案の説明書にも書かれていると思うんですけども、明渡し等成立する場合、和解による解決も図ることも想定していますということにしていますので、引き続きそういった面も含めて、和解も考えていきたいと思います。

○中西委員　和解なら、今から話合いをしてもいいかと私は思う。

これで、議会議決があって、４月に、例えば提訴した、どう見ても５月の連休があるから、第１回の顔合わせとなると５月末か６月に入ってしまうのは目に見えている。それから、和解となると、夏を過ぎた頃になる。

それよりも、昨年８月９日以降の時点できちんと話をしとれば、皆さん方がつけた伝統産業会館に関わる予算は、この４月から執行されているかもしれない。

伝統産業会館の改修工事に反対をしているから、私にとっては別に構わないけど、伝統産業会館の改修を進めている皆さん方にとっては、この裁判という策はまずい策ではなかったかと。

○濱山市長公室長　現時点では、考えられる手法を取っていると解釈しております。

○山本委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

全体を通して質疑漏れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第５３号に対する全ての質疑を終了します。

これより議案第５３号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

可否同数でありますので、委員長の裁決で決めさせていただきます。

委員長は原案可決です。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員　私は、裁判に訴えるのは最後の最後の手段であって、話合いで解決すべきだと思い

ます。

○山本委員長　ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

直ちに少数意見報告書を作成の上、委員長まで提出願います。

附帯決議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第５３号の審査を終わります。

以上で予算決算審査委員会を閉会いたします。

午前１０時４１分　閉会